議会改革に関する事項の最終報告について(第5次)

- 第1 議会運営の先例・慣習について
- 1.本会議に関する事項

地域審議会の意見書について

【事務局案】

執行部に対し、地域審議会の意見書及び地域審議会への諮問等について、重要な事項については議会(所管の常任委員会または全員協議会)に説明するよう要望する。

2.休会日に関する事項

市立小・中学校の入学式及び卒業式当日の議会の休会について

【事務局案】

その都度、議会運営委員会で決定する。

3.正副議長に関する事項

議長・副議長の会派離脱について

【事務局案】

改選後以降の検討課題とする。

4.視察に関する事項

委員会視察について

【事務局案】

委員会視察の情報(視察地・調査項目等)を、事前に執行部に情報提供する。また、委員会視察報告書(委員会としてまとめたもの)を各会派に配布する。

5.議員に関する事項

鳥取市議会議員政治倫理要綱の見直しについて

【事務局案】

改選後以降の検討課題とする。

交渉会派の人数要件の緩和について

【確認事項】

交渉会派の人数要件について、「3名以上」か「4名以上」かの決定 (9月末まで)

【事務局案】

会派の定義について、「1名以上」か「2名以上」かについても併せて検 討する。 (9月末まで)

議員報酬について

【事務局案】

改選後以降の検討課題とする。

第2 政務調査費について

1.政務調査費に関する事項

政務調査費の交付額について

【事務局案】

改選後以降の検討課題とする。

第3 議会の情報公開について

1.委員会に関する事項

議事録作成ソフトの購入について

【事務局案】

改選後以降の検討課題とする。

第4 議会会議規則・委員会条例について

1.委員会に関する事項

公聴会制度・参考人制度について

【事務局案】

運営面を考えながら、公聴会制度・参考人制度の活用を図るべきとする。

2.請願・陳情に関する事項

陳情書の扱いについて

参考:鳥取市議会会議規則第138条(陳情書の処理)

議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に 適合するものは、請願書の例により処理するものとする。

【事務局案】

会議規則第138条により処理すべきとする。

3.議会に関する事項

議会基本条例の制定について

【事務局案】

改選後以降の検討課題とする。